

金融サービス仲介業の創設

2021年11月1日

2021年11月1日に「金融サービスの提供に関する法律（金融サービス提供法）」が施行された。これは「金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）」が改正されて名称変更されたものである。注目は、金融サービス提供法で「金融サービス仲介業」が創設されたことである。法改正の背景には、オンラインでの提供が可能となる中、多種多様な金融サービスのワンストップ提供に対するニーズに対応するために、金融サービスの利用者の利便性の向上と保護を図る必要があったからである。金融サービス仲介業は、業態毎に縦割りだった既存の仲介業と異なり、1つの登録で銀行・証券・保険・貸金すべての分野のサービスの仲介を行うことができる。金融サービス仲介業が仲介できる商品・サービスは、複雑な説明が要らないもの（例を挙げると、普通預金、住宅ローン、国債、上場株、投資信託、傷害保険、旅行保険等）に限定されている。

金融サービス仲介業を利用する上で注意すべき点を挙げたい。1点目は、消費者が契約する相手は、銀行、証券会社、保険会社等であり、金融サービス仲介業者ではないという点である。過去に、銀行が保険商品、投資信託を販売開始した後に、銀行の商品だと思って契約した、保険や投資信託とは思わなかったというトラブルが続いた。投資信託、傷害保険等は複雑な説明が要らない商品とされているが、すべての金融分野の商品・サービスの仲介をする金融サービス仲介業者が金融商品について適切な説明をしなければならない。消費者は金融サービス仲介業者の説明をチェックする目を持ち、契約の相手方は金融サービス仲介業者ではないと認識して契約することが必要である。

2点目は、金融サービス仲介業者は金融機関から手数料を受け取っているということ消費者が認識しなければならないという点である。金融サービス仲介業者は、利用者から求められたときは、金融サービス仲介業者が金融機関から受け取る手数料、報酬等を明らかにしなければならない。以前、保険の乗り合い代理店が一番儲かる商品を恒常的に顧客に勧めていたという事例があった。金融サービス仲介業者が真に顧客本位の業務をするのであれば、仲介手数料を多く受け取れる商品のみを勧める行為はしないと考えるが、消費者も金融サービス仲介業者は金融機関から手数料を受け取っているという認識をもって取引をしなければならない。

以上、金融仲介業者を利用するにあたっての注意点を述べたが、その事業者が信頼できるかどうかについては未知数である。事業者に関する情報が出るまで様子を見るといふ選択もあっていいのではないかと考える。